デジタル庁令

○デジタル庁令第三号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十四条第二項の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令の一部を改正する庁令

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令（令和七年デジタル庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十四条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令 （趣旨） **第一条**　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が保管する金銭（以下「本保管金」という。）の受払い等については、この庁令の規定によるほか、保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）、保管金払込事務等取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第三十号）、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号。以下「特例省令」という。）及び出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の定めるところによる。 （定義） **第二条**　この庁令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～三　略］ 四　日本銀行　特例省令第十条に規定する日本銀行 五　特定納付　特例省令第十条の二の規定に基づき納付情報により日本銀行に現金を振り込む方法 （出納保管の方法） **第四条**　出納官吏は、利用者の利用料の効率的な支払に資するため、保管金取扱規程第三条の規定により定められた本保管金の保管金取扱店のほか、確実な銀行その他の金融機関において本保管金の出納保管を行うことができる。 （利用料の通知） **第六条**　出納官吏は、提供事業者から利用料の引渡しの請求を受けたときは、当該利用料を支払うべき利用者に対し、速やかに次に掲げる事項を通知するものとする。 ［一～三　略］ 四　特定納付により納付する場合における納付情報 ［五・六　略］	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令 （趣旨） **第一条**　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が保管する金銭（以下「本保管金」という。）の受払い等については、この庁令の規定によるほか、保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）、保管金払込事務等取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第三十号）、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号。以下「特例省令」という。）及び出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の定めるところによる。 （定義） **第二条**　この庁令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～三　同上］ 四　取扱店　保管金取扱規程第三条の規定により定められた本保管金の保管金取扱店［号を加える。］ （出納保管の方法） **第四条**　出納官吏は、利用者の利用料の効率的な支払に資するため、取扱店のほか、確実な銀行その他の金融機関において本保管金の出納保管を行うことができる。 （利用料の通知） **第六条**　出納官吏は、提供事業者から利用料の引渡しの請求を受けたときは、当該利用料を支払うべき利用者に対し、速やかに次に掲げる事項を通知するものとする。 ［一～三　同上］ 四　納付情報により取扱店に現金を振り込む方法（以下「特定納付」という。）により納付する場合における納付情報 ［五・六　同上］